

小作爭議調查表

（昭和十年七月分）

財團 協國會 福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
牛島郡 前原町大字 藤沖	地主 藤谷 信吉 小作人 仲原 敏郎	小作人 關係團體 田三多田教十步	小作人日昭和九年度早魃を理由に小作料を納入せざるを地主は再三督促せしが拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。	昭和九年度小作料未納	七月十四日小作人側申渡り、前原町協議所を召集し、双方当事者が出席し、解決すべしとす。

備 考	結 果
	<p>一 小作人日昭和九年度早魃を理由に小作料を納入せざるを地主は再三督促せしが拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。</p> <p>二 地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。</p> <p>三 小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。</p> <p>四 小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。小作人はこれを拒絶し、地主は遂に小作料を徴せんとす。</p>